

重要

須坂市物品購入等入札参加資格における有効期間の延長について

令和2年11月16日
総務部 財政課

製造の請負、物品の購入、業務委託その他の契約（以下物品購入等）に係る入札参加資格の有効期間を通常4年間としていますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等を鑑み、現行の有効期間の終期を1年間延長することとします。

1 内容

現在付与されている物品購入等に係る入札参加資格の有効期間の終期を下表のとおり1年間延長します。なお延長にあたり、手続き等は必要ありません。

現行	延長後
平成30年4月1日から令和4年3月31日まで（4年間）	平成30年4月1日から 令和5年3月31日まで （5年間）

2 名称の変更

「平成30～33年度 須坂市物品購入等入札参加資格」は「平成30～令和4年度 須坂市物品購入等入札参加資格」へ名称を変更します。

3 今後の予定

次回の定期審査については、令和5年2月に実施する予定です。詳細については、令和5年1月に掲載いたします。